

○法務省令第 号

信託法（平成十八年法律第八八号）及び信託法施行令（平成十九年政令第九十九号号）の規定に基づき、信託法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年 月 日

法務大臣 小泉 龍司

信託法施行規則の一部を改正する省令

信託法施行規則（平成十九年法務省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(電磁的記録)</p> <p>第二十五条 法第三条第三号に規定する法務省令で定めるものは、<u>電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下第三十条及び第三十二条において同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録した</u>ものとする。</p> <p>(電磁的方法)</p> <p>第三十条 法第八八条第三号に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p>	<p>(電磁的記録)</p> <p>第二十五条 法第三条第三号に規定する法務省令で定めるものは、<u>磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録した</u>ものとする。</p> <p>(電磁的方法)</p> <p>第三十条 「同上」</p>

<p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「略」</p> <p>(信託法施行令に係る電磁的方法)</p> <p>第三十二条 信託法施行令(平成十九年政令第九十九号)第一条第一項又は第二条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>二 「略」</p>	<p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 「同上」</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 「同上」</p> <p>(信託法施行令に係る電磁的方法)</p> <p>第三十二条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>二 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。